忠岡町木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。 以下「耐促法」という。)の趣旨にかんがみ、耐震改修を行う本町に存する木造住宅(国、 都道府県又は市町村等が所有する建築物を除く。)の所有者に対し、忠岡町木造住宅耐 震改修補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、木造住宅の耐震改修 を促進し、もって地震による町内の人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 木造住宅 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する住宅のうち構造が木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅に該当するもの (店舗又はその他のこれに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延床面積の2分の1未満であるものに限る。)をいう。
 - (2) 耐震診断 耐促法第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の地震に対する安全性を評価するものであって、一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法(ただし、時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。)によるものをいう。
 - (3) 耐震改修技術者 以下のいずれかに掲げる者をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会主催の木造耐震診断資格者講習及び木造耐震改 修技術者講習を受講し、「講習修了証明書」の交付を受けた者
 - イ 公益社団法人大阪府建築士会主催の既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者
 - ウ その他町長がア又はイと同等以上の技術を有すると認めた者
 - (4) 耐震診断結果 第2号の一般診断法又は精密診断法による総合評価における上部 構造評点をいう。
 - (5) 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成した次に掲げるいずれかに該当する計画をいう。
 - ア 耐震診断結果の数値が 1.0 未満の木造住宅において、耐震改修工事後の当該 数値を 1.0以上まで高めるための計画
 - イ 限界耐力計算(建築基準法施行令第82条の5に規定する構造計算をいう。)に 準じた木造住宅の耐震診断の結果、最大応答変形角1/15を超える場合に、耐震 改修後の最大応答変形角を1/15以下とする計画
 - ウ 耐震診断結果の数値が1.0未満の木造住宅について、国土交通省、公的試験 機関(一般財団法人日本建築防災協会、一般財団法人日本建築総合試験所等をい

- う。) 又は都道府県等の確認又は評価を受けた耐震シェルター (木造住宅の最下層で主として就寝の用に供する部屋を含み既設建物から独立して耐震性能を発揮するもの、かつ補強した部屋から直接若しくは補強した部屋を介して屋外に避難できるものに限る。) を住宅内に設置する計画
- (6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事 (耐震改修計画を作成した耐震 改修技術者により工事監理が行われるものに限る。)をいう。
- (7) 月額所得 世帯全員の直近の所得証明に記載されている所得金額の合計から地方 税法(昭和25年法律第226号)第314条の2に規定する障害者控除額、寡婦 (寡夫)控除額、配偶者控除額及び扶養控除額を差し引いた金額を世帯で合算しそ の金額を12月で除した額をいう。

(補助対象木造住宅)

- 第3条 補助の対象となる木造住宅(以下「補助対象木造住宅」という。)は、次の各号 に掲げる全ての要件に該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の 交付を受けたものを除く。
 - (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けて建築された木造住宅又はその他の資料により昭和56年5月31日以前に建築されたことが判断できる木造住宅で原則として建築基準法の規定に適合しているもの
 - (2) 耐震診断結果により耐震性がないと判断される木造住宅
 - (3) 現に居住し又はこれから居住しようとする木造住宅 (補助対象者)
- 第4条 補助の対象となる者は、前条の補助対象木造住宅の所有者(区分所有木造住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体を含む。)の直近の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が1,200万円以下のものとする。ただし、当該補助対象建築物の固定資産税又は都市計画税に滞納がある場合は除く。

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象経費は、耐震改修に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。
 - (1) 耐震改修計画の作成に要する費用 (当該耐震改修計画に基づく耐震改修工事が補助金の交付の申請の日の属する年度 の末日までに完了する場合に限る。)
 - (2) 耐震改修工事に要する費用

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計金額とする。
 - (1) 前条第1項第1号の費用に係る補助金の額 当該費用の額に10分の7を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)。ただし、100,000円を上限とする。
 - (2) 前条第1項第2号の費用に係る補助金の額 次のア及びイに掲げる額の合計額 ア 当該費用の額に10分の7を乗じた額(その額に1,000円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てた額とする。)。ただし700,000円を上限とする。

- イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、補助対象者が既存 住宅の耐震改修をした場合に、当該補助対象者の所得税額から特別控除される額
- 2 補助対象者の属する世帯の月額所得が忠岡町営住宅条例第6条第1項第二号アに規定する金額(214,000円)以下の場合における前項第2号アの規定の適用については、「700,00円」を「900,000円」と読み替えるものとする。
- 3 補助金の交付にあたっては第1項各号に規定する合計額のうち、あらかじめ同項第2号イに規定する額を差し引いて、補助対象者に交付するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修計画を策定する前に、忠岡町木造住宅耐震改修補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に町長が定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、耐震改修計画を策定した後に補助金の交付申請をしようとする者については、第5条第1項第2号の費用に限り補助金の対象として、当該申請を受理する。この場合においては、前条第1項第1号の額を0として同条の規定を適用する。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第8条 町長は、交付申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、忠岡町木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。
- 2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、 忠岡町木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書(様式第3号。以下「不交付決定通 知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

(耐震改修計画の着手)

- 第9条 交付決定通知書による通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)のうち第7条第2項に規定する申請者を除いた者は当該通知書を受け取った日から概ね30日以内に耐震改修計画を策定しなければならない。
- 2 前項の規定により耐震改修計画の策定に着手した補助対象者は、直ちに耐震改修設計 計着手届(様式第4号)に別に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(耐震改修計画等の変更及び中止)

- 第10条 補助対象者は、交付申請書の内容を変更しようとするときは、忠岡町木造住 宅耐震改修補助金交付変更申請書(様式第5号)に町長が定める必要書類を添えて町 長に申請し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、内容を審査し、適当 と認めるときは補助対象者に対し忠岡町木造住宅耐震改修変更承認通知書兼木造住宅 耐震改修補助金交付変更決定通知書(様式第6号。以下「交付変更決定通知書」とい

- う。)により通知するものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額 その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。
- 3 補助対象者は交付変更決定通知書による通知を受けたときは、速やかに耐震改修工事の工事業者と契約し、当該変更契約書の写しを町長に提出しなければならない。
- 4 補助対象者は、耐震改修を中止しようとするときは、あらかじめ忠岡町木造住宅耐震改修取下届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による取り下げがあったときは、第8条の補助金の交付決定は、取り消されたものとみなす。

(耐震改修計画についての協議)

- 第11条 補助対象者が耐震改修計画を策定したときは、耐震改修計画協議申請書(様式第8号。以下「計画協議申請書」という。)を提出し、当該計画について町長と協議をしなければならない。ただし第7条第2項に規定する申請者については、交付申請時に計画協議申請書を添付し、協議を行うものとする。
- 2 町長は、前項の協議の結果、耐震改修計画の内容が適正であると確認したときは、 補助決定者に耐震改修計画協議済証(様式第9号)を交付するものとする。 (耐震改修工事の着手)
- 第12条 前条に規定による協議が整った補助対象者は、協議が整った日から概ね30 日以内に耐震改修工事に着手しなければならない。
- 2 前項の規定により耐震改修計画の策定に着手した補助対象者は、直ちに耐震改修工 事着手届(様式第10号)に別に定める必要書類を添えて町長に提出しなければなら ない。

(中間検査)

- 第13条 補助対象者は、町長が指定する工程に達したときは、速やかに耐震改修工事中間検査申請書(様式第11号)に町長が定める必要書類を添えて、中間検査の申請をしなければならない。
- 2 町長は、前項の中間検査の申請のあった日から概ね7日以内に、現地において中間検査を行うものとする。
- 3 町長は、前項の中間検査の結果、耐震改修工事の内容が適正であると確認したときは、当該補助対象者に耐震改修工事中間検査合格証(様式第12号)を交付するものとする。
- 4 町長は、第2項の中間検査について、その全部又は一部を委任状又は委託により行わせることができる。

(完了報告)

- 第14条 補助対象者は、耐震改修工事完了後、耐震改修工事完了報告書(様式第13号。以下「完了報告書」という。)に耐震改修工事監理報告書(様式第14号)その他 町長が定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による工事完了報告は、耐震改修工事の完了した日から起算して30日 を経過した日又は補助金の交付申請に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日まで

に町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、完了報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、忠岡町木造住宅 耐震改修補助金交付額確定通知書(様式第15号。以下「額確定通知書」という。)に より、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助対象者は、額確定通知書による通知を受けたときは、忠岡町木造住宅耐 震改修補助金交付請求書(様式第16号)に町長が定める必要書類を添えて、町長に 補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第17条 町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、 適当と認めるときは当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第18条 町長は、補助対象者が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
 - (4) 耐震改修工事の遂行の見込みがないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、忠岡町木造住宅 耐震改修補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により補助対象者に通知するも のとする。

(補助金の返還)

第19条 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、忠岡町木造住宅耐震改修補助金返還命令書(様式第18号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助対象者に対する指導)

第20条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助対象者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保存)

第21条 補助対象者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備 し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度から起 算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別

に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。 (忠岡町木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱の廃止)
- 2 忠岡町木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱は、廃止する。(忠岡町木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の廃止)
- 3 忠岡町木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱は廃止する。(経過措置)
- 4 この要綱の施行された日が属する年度の末日までの間において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項第5号ア	耐震診断結果の数値が1.	耐震診断結果の数値が1.
	0未満の木造住宅におい	0未満の木造住宅におい
	て、耐震改修工事後の当該	て、耐震改修工事後の当該
	数値を1.0以上まで高め	数値を1.0以上又は耐震
	るための計画	診断結果の数値が 0.4未
		満の木造住宅において、耐
		震改修工事後の当該数値を
		0. 7以上まで高めるため
		の計画